

京都市知的障害者措置費徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第226号

京都市知的障害者措置費徴収規則の一部を改正する規則

京都市知的障害者措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

別表第1備考以外の部分中「知的障害者居宅介護」を「居宅介護、行動援護及び外出介護」に、「知的障害者デイサービス」を「障害者デイサービス」に、「知的障害者短期入所」を「短期入所」に改め、同表備考5中「知的障害者居宅介護のうち」を削り、「(知的障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものにつき、当該障害者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護及び外出時における移動中の介護等をいう。)」を「及び外出介護」に改め、同備考6中「知的障害者デイサービス」を「障害者デイサービス」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市知的障害者措置費徴収規則の規定は、平成18年4月分の知的障害者福祉法第15条の32第1項の規定による措置に要する費用の徴収額(以下「徴収額」という。)から適用し、同年3月分までの徴収額については、なお従前の例による。

(保健福祉局保健福祉部障害企画課及び同部障害保健福祉課)